

社会人選手育成のための激励金支給制度

平成9年4月5日制定・施行

1 趣旨

いわゆる社会人選手が出場できる大会は、国体及びそのブロック大会を除いては、その参加費用は全額個人負担となっている。

これら競技会に継続して参加することは、社会人選手の競技生活をより長く継続させることにつながることから、社会人選手層の拡充、ひいては競技力の向上に資するため、選手生命の延命の一助として激励金を贈ることとする。

2 支給対象競技会及び支給金額

支給対象競技会	支給金額
全日本選手権大会 全日本社会人選手権大会 全日本マスターズ選手権大会	10,000円

3 実施期間

平成9年度以降の当該競技会開催の都度実施する。